

日本の非正規労働者の賃金は、法律の不備が原因で先進国の中でも際立って低く、安倍政権は、「正規と非正規の賃金格差を欧洲なみに改善する」と宣伝。期待を集めています。

ところが、秋の臨時国会に出される予定の法案は、格差を容認・固定化するものです。「残業代ゼロ法案」と一緒にされて「働き方改革関連法案」として大宣伝される見通しです。



名ばかり! ガッカリ!! 格差容認・固定化の 安倍「同一労働同一賃金」!!

均等待遇ほど遠い…現行法の欠陥を継承

事実上、格差を容認

労働契約法やパート労働法では右表の考慮要素で「均等・均衡待遇」を判断します。熟練パート労働者の賃金が低くても、②によって格差が正当化されます。

また、パート労働者に均等待遇が保障されるには、①～③のすべてが正社員と同等である必要があります。要件を満たす人はいないに等しく、正規と非正規の均等待遇は実現していません。

まやかしの「同一労働同一賃金」で正社員の賃金引き下げ?!

安倍政権の改正法案は、こうした従来の「格差容認の規程」をもとに、人事評価の結果などの要素を加

- ①「職務内容（業務内容と責任の程度）」
- ②「職務内容・配置の変更範囲」（将来の昇進・役割や転勤の可能性）
- ③「その他の事情」（現在は詳細解説なし。法改正で「成果」「能力」等を加える）

え、パートだけでなく、有期や派遣労働者について法を整備するもの。「同一労働同一賃金」という安倍首相の言葉は、まやかしです。

経済団体や学者の一部は、格差解消を口実に正社員賃下げを言い始めています。非正規労働者の賃金引上げに逆行し、消費不況を深刻化させる主張には、断固として反対しましょう。

差別禁止の法整備を

非正規労働者の差別的な待遇を改善するには、欧洲の法令のように、今の仕事を正当に評価し、パートであれば時間当たりの賃金を正社員と同等にすべきです。そのためには、将来の役割や転勤の可能性などの違いで性別・雇用形態別の賃金格差を正当化する法規程をなくす必要があります。さらに、待遇の違いについての説明と立証責任を使用者に課し、公正な処遇、差別のない福利厚生の実施を義務付けるべきです。

生活できる最低賃金に

全労連は、働く単身者の最低生計費は全国どこでも、年間最低270万円必要であると試算をしています。年間1800時間働くケースでいえば、時給1500円。最低賃金はいますぐ1000円以上、さらに1500円に引き上げていく必要があります。



今年こそ最低賃金の大引き上げを